

令和7年7月25日

まちづくり委員会資料

請願第29号

等々力緑地再編整備計画における釣池の北側及び東
側の自然環境保全に関する請願

建設緑政局

1 請願箇所の概要

- ・等々力緑地は本市のほぼ中央に位置し、JR南武線・横須賀線、東急東横線武蔵小杉駅から約1kmにある本市を代表する総合公園です。
- ・昭和16(1941)年に都市計画決定し、公園施設整備は昭和37(1962)年から行い、現在、都市計画決定区域56.4ha、事業認可区域42.9haとなっています。
- ・緑地内は、運動施設が充実しており、陸上競技場はJリーグ・川崎フロンターレ、とどろきアリーナはBリーグ・川崎ブレイブサンダースの本拠地として利用されるなど、本市を代表するスポーツ拠点となっています。
- ・ふるさとの森、四季園などの自然とふれあえる施設や、釣りなどのレクリエーションができる釣池、イベントの開催も可能な催し物広場など様々な施設を有しています。
- ・一方、施設の老朽化や防災の充実、社会環境の変化への対応、令和元年東日本台風による浸水被害が発生するなど、新たな課題が顕在化してきました。
- ・このため、令和4年2月に等々力緑地再編整備実施計画を改定し、等々力緑地の目指すべき将来像の実現に向け、令和5年4月からPFI法に基づく事業手法を活用し再編整備と管理運営一体の事業を開始し、現在整備に関する設計を進めています。

【案内図】



【等々力緑地の概要】

所在地 : 川崎市中原区等々力1
面積 : 都市計画決定面積 56.4ha
事業認可区域 42.9ha
事業認可区域外 13.5ha
公園種別 : 総合公園
経過 : 昭和16年都市計画決定
昭和37年から公園施設整備を開始
供用面積 : 36.3ha

2 等々力緑地再編整備計画

(1) 経過

年月日	内容
平成20年10月～平成23年3月	【等々力緑地再編整備実施計画策定まで】 施設の老朽化の伴う課題への対応、広域的なまちづくりと緑地のあり方や、等々力緑地全体の再整備について総合的に検討を進めるため、平成20年10月に「等々力緑地再編整備検討委員会」を組織し、平成21年5月に等々力緑地再編整備方針(以下「整備方針」)を策定した。 整備方針に基づき、平成22年2月に「等々力緑地再編整備基本構想」を、平成22年10月に「等々力緑地再編整備基本計画」を策定し、さらに、緑地内の緑と水、安全・安心の場、動線の再整備、緑地へのアクセス改善など、 <u>緑地全体の再整備の方向とともに主要施設の整備の方向と配置、整備手順、スケジュールについて</u> 、平成23年3月に「 <u>等々力緑地再編整備実施計画</u> 」(以下、「 <u>実施計画</u> 」)としてとりまとめた。
平成27年～令和2年	【実施計画に基づく主要施設の整備】 実施計画に基づき、平成27年度に <u>陸上競技場メインスタンド</u> 、平成28年度に <u>正面広場</u> 、令和2年度に <u>野球場</u> と主要施設を再整備した。
平成29年	【民間活用による等々力緑地のさらなる魅力向上に向けた取組】 平成29年6月の都市公園法の改正の趣旨を踏まえ、 <u>陸上競技場(サイドバックスタンド)整備や、公園内施設の一体的・横断的な維持管理・利活用を対象として民間活力の導入を含めて取組の検討を進める。</u>
平成31年2月28日	【PFI法に基づく民間提案】 日本で初めての公園の再編整備事業に関して民間提案として「 <u>等々力緑地再整備・運営等に係る民間提案について</u> 」を受ける。
令和2年2月	【等々力緑地再編整備計画推進委員会の設置】 PFI法に基づき民間提案審査部会による審査の結果、等々力緑地再整備を実現するためには、実施計画を改定する必要があること、提案についてさらなる検討が必要であることから、令和2年2月に <u>実施計画の改定作業及び学識経験者や公募市民などにより構成された「等々力緑地再編整備計画推進委員会」を設置し検討を進めた。</u>
令和4年2月	【実施計画の改定】 委員会での検討を踏まえ、令和元年東日本台風による緑地内施設の浸水被害等、緑地内の様々な課題に対応するべく、令和4年2月に <u>実施計画を改定した。</u>

(2) 等々力緑地の目指すべき将来像

等々力緑地の目指すべき将来像



川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

既存計画における
整備に向けた5つの方向性

① 魅力高め人の輪が
広がる等々力緑地

② まちづくりとともに歩む
等々力緑地

③ いつでも誰でも楽しめる
等々力緑地

④ 頼りになる安全・安心な
等々力緑地

⑤ みんなで支える
等々力緑地

① 誰もが心地よく過ごせる等々力緑地



- 誰もが緑の中で癒され、リラックスしながら自由な時間が過ごせるような広場や散策が楽しめる樹林地、緑と水の風景を眺めながら静かにゆったりと寛げる空間など、公園本来の目的である憩いの場の提供を行います。
- 誰もが分け隔てなくスムーズに等々力緑地へアクセスでき、公園内の安全かつ円滑な歩行者動線等を確保し、施設を快適に利用できる環境を創出します。
- オープンスペースや水辺で、寛ぎながら飲食をしたり買い物ができる空間を創出します。
(施設イメージ) 芝生広場、樹林地、水辺空間、休憩施設(ベンチ、四阿)、飲食店・物販店舗、トイレ、インクルーシブ遊具、センサリールーム等

② みどりをつなぎ、活かす等々力緑地



- 地域のみどり拠点である等々力緑地やみどり軸である多摩川、地域のみどりの拠点である神社、仏閣等とみどりの連続性を確保することで、生物多様性の保全や自然環境を創出します。
- 雨水の貯留や浸透、水質改善、ヒートアイランド現象の緩和、延焼防止など、みどりが有する多機能性を最大限発揮します。
(施設イメージ) 樹林地、植栽(外周、園路沿い)、水景施設、親水護岸、釣池、透水性舗装、壁面・屋上緑化等

③ 誰もが成長できる等々力緑地



- 趣味、体験、交流、学び、自己表現、市民活動、働くといった多様なニーズに応える施設や機能を導入し、誰もが成長できる場を創出します。
- 地域の企業や学校等と連携し、最先端の研究、開発、社会実験やアクティビティを実施することで、商品やサービスを公園利用者が体感することのできる機会の提供など、日常的に刺激を受けられる公園づくりを目指します。
(施設イメージ) 屋内遊戯施設、体験型遊具、スケートボード、コワーキングスペース、R&D施設、教育研究施設、宿泊施設等

④ 安全・安心を支える等々力緑地



- 地震、火災、台風、大雨などあらゆる自然災害や感染症などの複合災害を想定し、市民の安全・安心につながる公園を目指します。
- 等々力緑地において防災訓練等を地域と連携して行うことで、地域コミュニティの形成や防災意識の向上を目指します。
(施設イメージ) 雨水貯留機能、盛土、可動堰、宿泊施設、避難場所、防災備蓄倉庫、太陽光発電等

⑤ スポーツがひと・まちを元気にする等々力緑地



- 子どもからシニアまで幅広い層の健康増進やプロスポーツに触れることによる技術向上等が実現できる場づくりを行います。
- プロスポーツを身近に感じ、感動できる観戦環境を提供するとともに、プロスポーツチームと連携した地域の賑わい創出など、スポーツによる地域活性化を推進し、持続可能な公園運営を行います。
(施設イメージ) 陸上競技場、球技専用スタジアム、興行アリーナ、プール、三人制バスケットボールコート、ランニングステーション等

⑥ ひとがつながり、まちとつながる等々力緑地



- 民間事業者との連携によるパークマネジメントの推進や公園内施設の一体管理等により、利用者へのサービス向上や継続的な魅力づくりなど持続可能な運営を行います。
- 地元町会、活動団体、地域の企業、教育機関、商店街、観光協会等の多様な主体が緑地の運営に関わる仕組みをつくることにより、みどりを活かしたまちづくりの取組を進めます。
- 多摩川と一体となる等々力緑地は、地域の歴史的・文化資源であり環境資源となっていることから、資源の魅力を守り・育て、その中で様々な利用や体験の機会を提供することにより、市の顔となる公園をつくり、郷土愛の醸成等につなげます。
(管理運営イメージ) グリーンコミュニティの形成、官民連携手法の導入、利用料金の見直し、イベントの開催等

新たに考慮すべき整備の方向性

① 誰もが利用しやすく
使いやすく

② グリーンインフラ

③ 人が集う
コンテンツ

④ 時代の変化への
対応

⑤ スタジアム・
アリーナ改革

⑥ 民との連携による
パークマネジメント

※施設イメージ、管理運営イメージ等は、将来像をわかりやすくするための例示であり、導入を決めたものではありません。

3 等々力緑地再編整備・運営等事業の概要

(1) 事業の概要

- 事業予定地 川崎市中原区等々力1番ほか
- 事業区域面積 約36.6ha（下水処理施設上部区域等、6.9haを追加整備し、43.5haとする予定）
- 事業方式 民間事業者が本施設の設計及び建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間の終了までの間、本施設の運営及び維持管理を行う方式（BT0方式）、及び本施設の改修を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間の終了までの間、本施設の運営及び維持管理を行う方式（R0方式）
- 事業期間 契約締結日から令和35年3月31日まで
- 事業内容 統括管理業務、整備業務、維持管理業務、運営業務、自主事業
- 整備対象施設 球技専用スタジアム、(新)陸上競技場、(新)とどろきアリーナスポーツセンター、プール、ストリートスポーツパーク、アクティビティループ（園路）、キッズパーク（子どもの遊び場）、インクルーシブパーク、芝生広場、親水空間（レインガーデン等）、植栽、駐車場、自由提案施設（飲食、物販等）等

(2) 契約の概要

- 契約の相手方 川崎とどろきパーク株式会社
(等々力緑地再編整備・運営等事業のために設立した特別目的会社)
- ・設立 令和5年1月13日
- ・資本金 2億2,500万円
- ・出資者 東急株式会社、富士通株式会社、丸紅株式会社、オリックス株式会社、株式会社川崎フロンターレ、グローバル・インフラ・マネジメント株式会社、大成建設株式会社、株式会社フジタ、東急建設株式会社
- ・契約の方法 総合評価一般競争入札
- 当初契約金額 63,255,972,382円（消費税及び地方消費税を含む）
- 契約期間 契約締結日～令和35年3月31日

(3) 今後のスケジュール

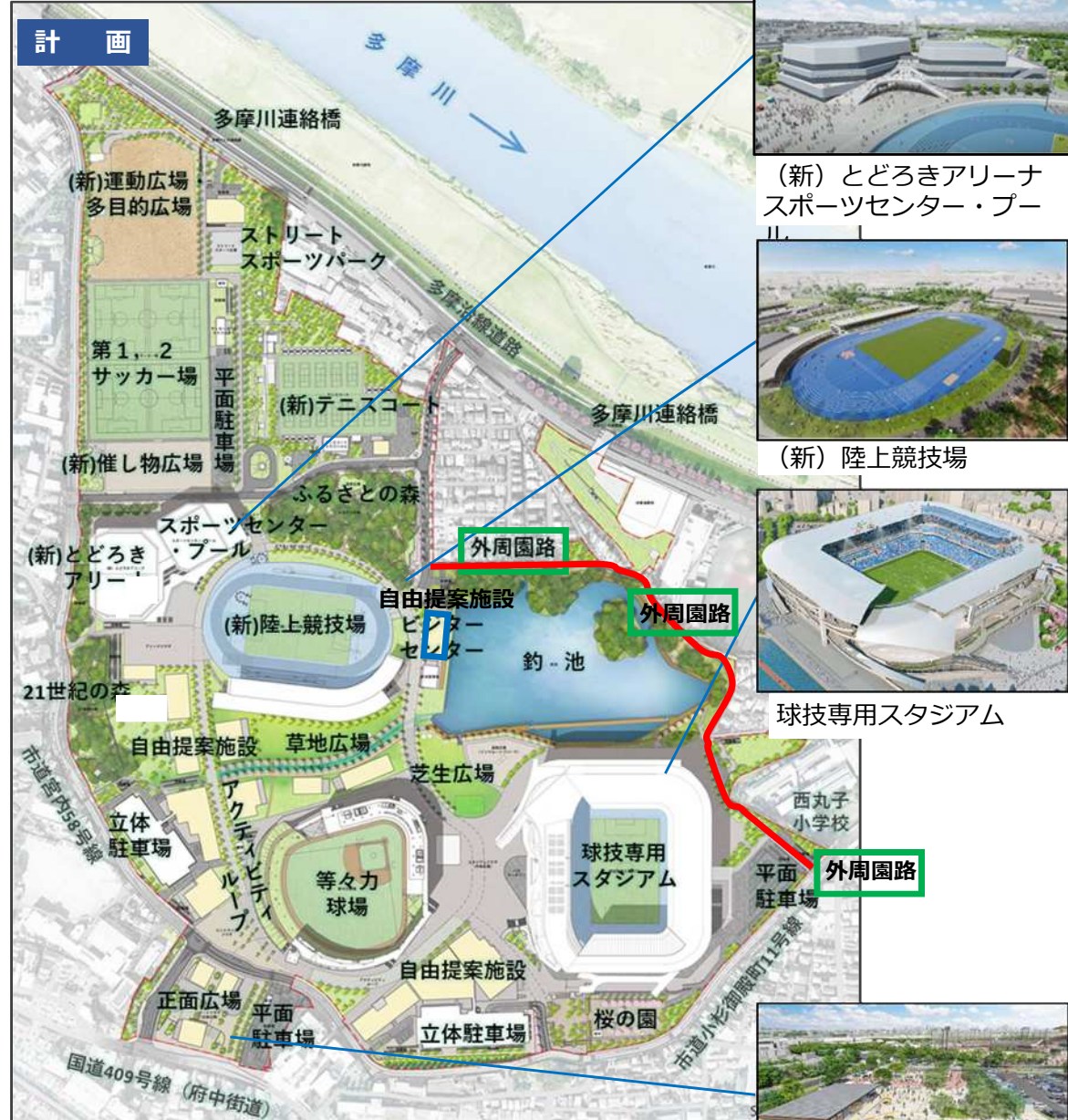
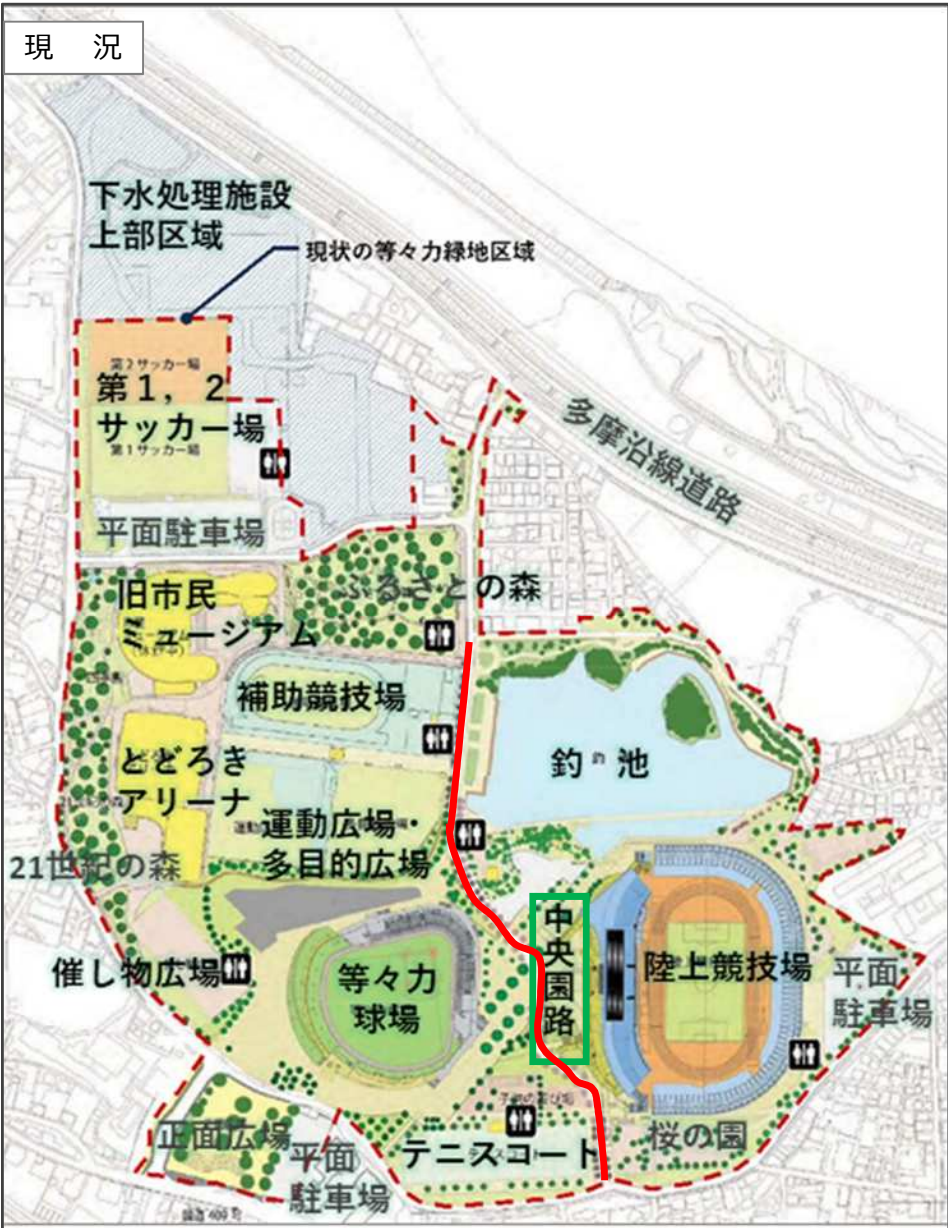
※今後の検討・調整・工事進捗に伴い、変更となる可能性があります

内容 / 年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	～	R34 (2052)
環境影響評価手続き									
調査・設計									
整備工事(建築物等)			球技専用スタジアム、(新)とどろきアリーナ、(新)陸上競技場など						
整備工事(公園基盤)			園路整備、広場整備など						
維持管理・運営	指定管理者制度による既存施設の維持管理運営開始(完成した施設から維持管理・運営に移行)								

(4) これまでの取組経過

年月日	内 容
R4.3	【等々力緑地再編整備・運営等事業実施方針の公表】 令和4年3月に実施方針を公表し、民間提案の公募を行った。
R5.3.31 ～	【等々力緑地再編整備・運営等事業契約締結、事業開始】 川崎とどろきパーク株式会社と契約を締結。
R5.4	【川崎市環境影響評価に基づく環境配慮計画書の説明会】 令和5年5月13日、15日に再編整備事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項の検討結果を説明した。
R5.5	【再編整備事業に係る住民説明会】 令和5年5月2日、3日にオープンハウス型説明会を開催した。
R6.6	【再編整備事業に係る住民説明会】 令和7年6月7日、8日にオープンハウス型説明会を開催した。
R6.9	【基本設計の取りまとめ】 【川崎市環境影響評価に基づく環境影響評価準備書の説明会】 令和6年9月18日、21日に計画概要及び環境影響評価の内容を説明した。
R6.12～ R7.1	【再編整備に関する陳情について】 「令和6年陳情第94号等々力緑地再編整備計画に係る自由提案施設の建設は最小限に留め樹木の伐採は行わず、立体駐車場の建設をやめ、催しもの広場を保全することを求める陳情」を受け、まちづくり委員会で審査した結果不採択となった。
R7.2	【条例環境影響評価準備書等に関する公聴会】 関係住民からの申出に基づき、令和7年2月2日に公聴会を開催した。
R7.3	【環境影響評価審議会開催】 公聴会の結果をもって審議会へ諮問し、令和7年5月7日に答申を得た。
R7.4	【再編整備事業に係る住民説明会】 令和7年4月11日、12日にオープンハウス型説明会を開催した。
R7.7	【条例環境影響評価書の縦覧開始】 川崎市環境影響評価に関する規定に基づき、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、準備書の記載事項に検討を加えて作成した条例環境影響評価書を令和7年7月2日から縦覧を開始。

(5) 計画平面図 ※今後の調査設計の進捗に伴い、変更となる可能性があります



※パースは検討イメージであり、大きさ、色や素材などは今後の調整により変更される可能性があります。

ゲートプラザ（正面広場）

4 再編整備における「緑と水」、「釣池」の考え方

(1) 等々力緑地再編整備実施計画（抜粋）

●緑地全体の再整備における緑と水の再編

ア まとまりのある緑の保全

「ふるさとの森」、「21世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺 など、まとまった緑を保全するとともに、生物多様性に配慮した良好な緑地環境を創出します。

イ 水辺空間の保全とふれあえる場の創出

水辺空間を保全するとともに、水とふれあえる場を創出します。また、水辺や並木の整備により緑地内及び多摩川への動線の魅力を高めます。

●釣池の再編の考え方

- ・水質改善(浚渫等)に取り組むとともに池の規模を見直します。
- ・生物多様性に配慮し、利用目的に応じた適切なゾーニング(保全と利用)を行います。
- ・栈橋や管理棟等を整備し、釣り場環境の改善を図ります。
- ・雨水貯留施設や雨水流出抑制施設としての活用を図ります。

(2) 等々力緑地再編整備・運営等事業 要求水準書（抜粋）

●釣池

(基本的な考え方)

- ・水質改善(浚渫等)に取り組むとともに池の規模を見直す。
- ・生物多様性に配慮し、利用目的に応じた適切なゾーニング(保全と利用)を行う。
- ・栈橋や管理棟等を整備し、釣り場環境の改善を図る。
- ・雨水貯留施設や雨水流出抑制施設としての活用を図る。

(施設整備の要求水準)

1) 全体

- ・釣池を再編し、「水と緑による憩いと潤いの空間の創出」、「生物多様性に配慮した整備」、「水辺で遊べる」空間を整備すること。
- ・水辺に近づきやすい空間とし、水辺を眺めなら休憩や散策ができるようにすること。
- ・子どもたちから高齢者まで広い世代が水辺を楽しむことのできる場所となるように整備すること。
- ・釣池を利用ゾーンと保全ゾーンに分け、中島の樹林地及びその周辺の樹林地を保全すること。

2) 生物多様性

- ・樹林地や多摩川等、周囲と連携した生物の生息空間の保全に配慮すること。
- ・釣池の護岸は、一部を緩傾斜とするなど生き物の生息空間を創出すること。
- ・ヘラブナ、モツゴなどの魚類や、カイツブリ、カルガモ、カワセミ、アオサギなどの野鳥が水辺に生息する環境として整備すること。

(3) 等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価書（抜粋）

●釣池と釣池周辺の整備計画

(道路整備計画) 中央園路を廃止し、新たに車両の通れる外周園路を整備する
道路幅員は全区間で9.0m(車道6.0m、路肩0.5m×2、住宅側に歩道2.0m)
(防災機能計画) 釣池に雨水貯留機能を持たせ、水位を調整する可動堰等を設置
(施工計画) 釣池のかいぼり、護岸工事等を計画、自由提案施設の設置

●環境影響評価（植物、動物、生態系）

- ・既存資料調査と現況調査により、植物、動物、生態系の現況を把握

(環境保全のための措置)

- ・「ふるさとの森」、「21世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。
- ・個体の移植等、クゲヌマランの保全措置を実施する。
- ・新設の樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する。
- ・植栽計画において、計画地の環境特性に適合した樹種の選定を検討する。
- ・植栽計画において、全体の緑の構成を考慮し、大景木、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせ、多様な緑の創出を図る。
- ・釣池については、植生が繁茂するような緩傾斜護岸の整備など、生物の生息・生育環境の創出を図る。

(評価：植物)

- ・本事業では、新たに樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する計画であり、工事完了後の樹林地及び草地の面積は現況と同程度となっている。
- ・植栽計画にあたっては、計画地の環境特性に適合した樹種の選定を検討する。現況地形を生かした造成を計画していることから、地形・地質の状況に大きな改変は生じない。
- ・注目される種であるクゲヌマランの生育株及び生育地の多くは改変されるが、計画地内には現況の生育地と同様の環境が残るとともに、一部の個体は移植等の保全措置を実施する。また、新たな緑地の整備にあたってはクゲヌマランの生育地で確認された樹種も選定する計画である。
- ・以上のことから、植物相、植物群落及び生育環境に著しい変化は及ぼさないものと予測した。

(評価：動物)

- ・計画地北側の下水道処理施設上部区域において緑地を設けることで多摩川緑地との連続性が確保され、動物の移動に寄与するものと予測した。
- ・釣池については、かいぼり工事を実施することから、魚類等の水生動物の生息環境の大部分が一時的に消失するが、かいぼり工事完了後には水を貯めて現況と同様の状況になること、釣池に生息する魚類は放流に由来するものと考えられることから、水生動物に著しい影響は及ぼさないものと予測した。
- ・以上のことから、造成工事等の実施に伴う動物への影響について、適切な保全・回復が図られると評価する。

5 釣池及び釣池周辺の整備内容の見直しの方向性

(1) 整備内容の見直し①：外周園路

計画平面図

●整備の見直しの方向性

沿道町会からの要望を踏まえ、現道の道路幅員を基本に計画幅員を見直す

沿道町会からの要望書（R7.6.26）要旨

- ・現在の幅員を基準に、樹木をなるべく伐採せずに、現道歩道を確保しながら、安全に交互通行できる道路に整備すること
- ・横断歩道の設置及び渋滞緩和のための退避スペースを確保すること

現道を拡幅する区間

(参考) 現道の幅員



計画幅員

約9.0m



凡例

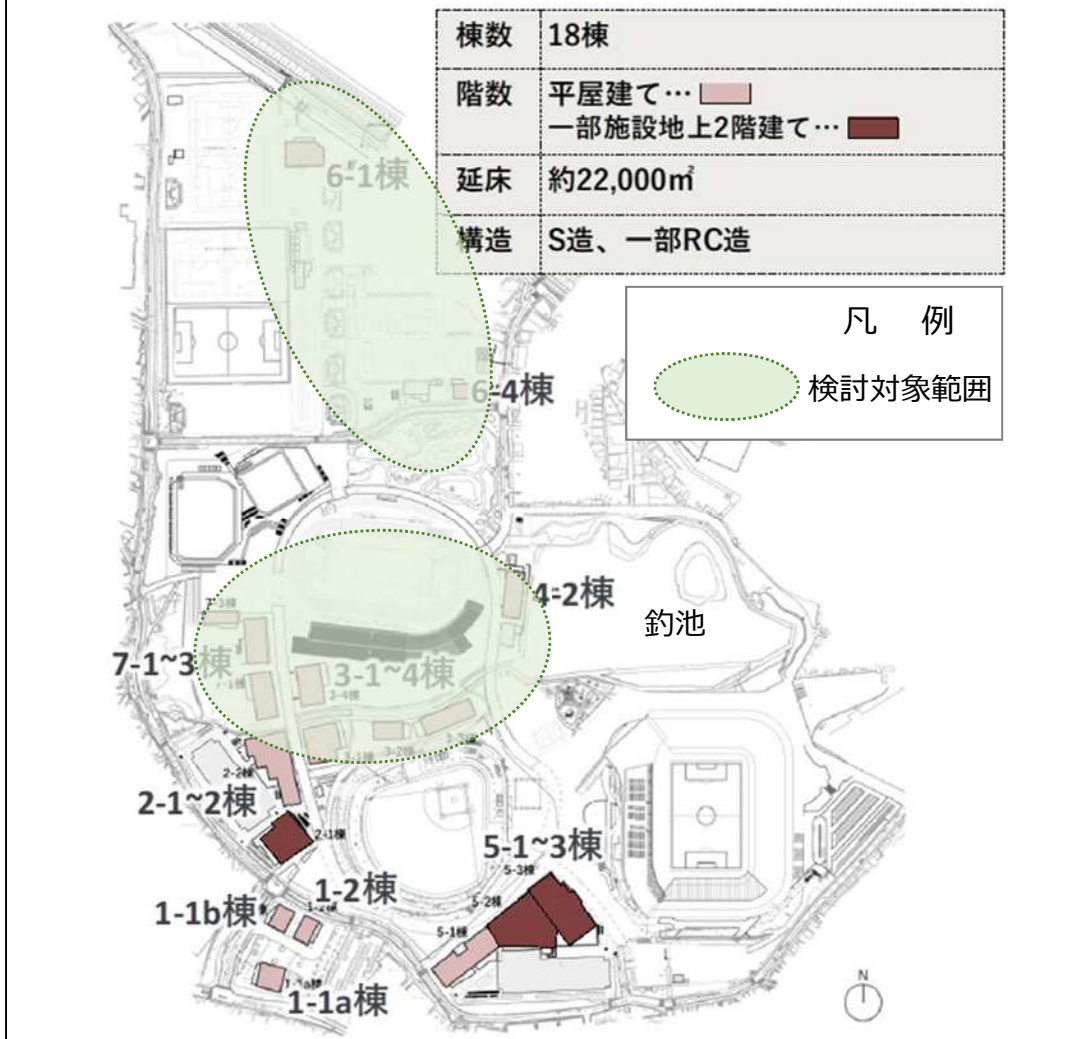
- 道路線形
- 高木（10m以上）
- 高木（3m以上10m未満）
- 中木（1m以上3m未満）
- 希少植物分布範囲

現道を拡幅する区間

新たに整備する区間

(2) 整備内容の見直し②：自由提案施設

- ・現時点で事業者は、自由提案施設の設置棟数の2棟削減（18棟→16棟）を検討しており、追加削減可否の検討を予定している。



(3) 整備内容の見直し③：釣池の水質改善

- ・釣池の水質改善については、池の水を汲みだして泥をさらい、魚などの生物を捕獲し、天日に干す「かいぼり」を予定しているが、魚類等の水生動物の生息環境に一時的に、大きな影響を与えるなどの課題があり、水質改善の手法について引き続き検討する予定

6 釣池及び釣池周辺で誘導する機能

●自由提案施設の誘導方針（抜粋）

誘導する機能導入



7 請願の要旨

請願要旨

等々力緑地の釣池及びその北側と東側について、動植物の生息状況を的確に把握した上で、現在の自然環境や生物多様性を保全しながら、それらを緑地の魅力向上に活かすような整備計画を検討することを求める。

8 請願に対する本市の見解

請願に対する本市の見解につきましては、次のとおりです。

- 等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価における調査方法や予測の項目、方法につきましては、川崎市環境影響評価等技術指針に基づいて検討し、方法書においてその内容を整理し、川崎市環境影響評価審議会の審査を経て、条例方法審査書を公告したものです。その後、方法書の内容に基づいて実施した現地調査や環境影響の予測結果等を準備書にまとめ、準備書の説明会や公聴会、川崎市環境影響評価審議会を経て、令和7年7月2日に条例評価書を公告したものであり、適切に手続きを進めてきたものです。
- 釣池及びその北側と東側における、事業者の令和6年9月の基本設計成果に基づく現計画によりますと、釣池につきましては、水質改善に向けたかいぼり、植生が繁茂するような緩傾斜護岸の整備、雨水貯留機能として水位を調整するための可動堰等の設置、釣池周辺につきましては、現道幅員約5.3mを9.0mに拡幅する外周園路の整備と自由提案施設、ビジターセンターの設置を行う計画となっています。
これらの整備計画に係る条例環境影響評価によりますと、環境保全のための措置を講じることで、植物や動物、生態系に対して著しい影響を及ぼさず、適切な保全・回復が図られると評価しております。
- 現計画につきましては、物価高騰の影響や要望等による事業費増額への対応及び町会からの要望を踏まえ、整備内容の見直しについて検討を進めております。
釣池周辺につきましては、外周園路の幅員を、現道幅員を基本とした場合、現計画に比べ、高木の伐採本数の削減と希少植物の現位置での保全が図られます。
今後、沿道町会の要望を踏まえた整備内容の見直しについて、関係機関との協議を進めるとともに、沿道町会と協議調整しながら検討を進めてまいります。
また、釣池周辺を含む自由提案施設の設置棟数が削減された場合につきましても、藤棚など植栽の現位置での保全が図られます。引き続き、事業者と協議調整して、適切に自由提案施設を誘導してまいります。
釣池のかいぼりにつきましては、魚類等の水生動物の生息環境に一時的に、大きな影響を与えるなどの課題があることから、水質改善の手法について、引き続き、事業者と協議調整しながら、検討してまいります。
これら整備内容の見直しにより、現在の自然環境や生物多様性の保全に努めてまいります。
- 釣池と釣池周辺につきましては、再編整備におけるゾーニングにおいて、「水と緑に親しむ」エリアとして、水と緑を感じ落ち着いて憩える場、動植物の貴重な生息生育の場、子どもたちが自然環境に触れて、興味を持ち、学べる場と考えておりまして、自然環境を保全するとともに、このエリアの特徴を活かした取組を通じ、等々力緑地全体の魅力や価値向上につなげるよう、事業者と連携して取り組んでまいります。